

業務委託（役務関係）契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第42条 （略）</p> <p><b>（発注者の催告によらない解除権）</b></p> <p><b>第43条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) <b>発注者は、</b>受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>第44条～第49条 （略）</p> <p><b>（発注者の損害賠償請求等）</b></p> <p><b>第50条</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を徒過した日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。</p> <hr/> <p><b>6</b> 第2項の場合（第43条第7号、第9号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p><b>（受注者の損害賠償請求等）</b></p> <p><b>第51条</b> （略）</p> <p>2 第34条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項</p>	<p>第1条～第42条 （略）</p> <p><b>（発注者の催告によらない解除権）</b></p> <p><b>第43条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) <u>                    </u>受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>第44条～第49条 （略）</p> <p><b>（発注者の損害賠償請求等）</b></p> <p><b>第50条</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を徒過した日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。</p> <p><b>6</b> <u>前項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><b>7</b> 第2項の場合（第43条第7号、第9号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p><b>（受注者の損害賠償請求等）</b></p> <p><b>第51条</b> （略）</p> <p>2 第34条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項</p>

現行	改正後（案）
<p>の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第52条～第54条（略）</p> <p><b>（賠償金等の徴収）</b></p> <p><b>第55条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは 追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第56条（略）</p>	<p>の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>3 前項に規定する遅延利息は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>第52条～第54条（略）</p> <p><b>（賠償金等の徴収）</b></p> <p><b>第55条</b> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p><u>3 前2項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。</u></p> <p>第56条（略）</p>